

令和2年度保育所利用のご案内

保育所を利用するには どうすればいいの？

神奈川区役所 こども家庭支援課

令和2年8月

令和2年度利用案内に基づいています。

令和3年度の利用申請については、10月発行予定の「令和3年度保育所等利用案内」を再度ご確認ください。

働きたいけど子どもの
預け先ってどんなところ
があるの？

仕事をしていないと保育
園には預けられないの？

保育園に直接申し込め
ばいいのかしら？

？

こどもが1歳くらいになっ
たら預けたいのだけど…

認可の保育施設と
認可外は何が違うの？



仕事先の近くの保育園
を利用したいのだけど…

◎ 保育所はどこにあるの？

保育所等一覧と地図（施設案内）で、保育所の情報を確認しましょう。

令和2年度 神奈川区保育所等施設一覧

令和2年4月1日現在

● 児童の定員、入居定員、入居人数はあくまで目安です。● 認可外では、児童の年齢、保育時間、保育料が異なります。● 保育料は、認可外保育所（11時間）又は臨時認可（8時間）施設を5歳前後の特設保育と利用する場合は、認可外保育所と同等と見做すことがあります。● 所定時間外利用（1以降）からの申し込みはできません。

神奈川区認可保育所

No.	保育所名	定員	保育年齢	保育時間			特別保育サービス
				短時間	標準時間	長時間	
1	横浜市西宮田保育園 〒222-0288 TEL 473-1957	18	1歳児～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-19:00	一時保育 (1歳児～)
2	保育園でりす 〒222-1761-1 TEL 471-2388	42	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:30-19:30	一時保育 (1歳児～)
		44		8:30-16:30	7:30-18:30	7:30-18:30	
3	あおぞら普田保育園 〒222-1799 TEL 472-4900	19	1歳児～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	一時保育 (1歳児～)
		46		8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-18:30	
4	羽沢保育園 〒222-725 TEL 382-0125	50	5か月～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:30-19:00	
		90		7:30-15:30	7:30-18:30	7:30-18:30	
5	アイン三枚町保育園 〒222-31-1 TEL 413-5501	33	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
		45		8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-18:30	
6	コピリススクールかまくら 〒222-2-1 TEL 565-9345	22	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
		38		8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
7	コファナーサリー片倉 〒222-1-23-26 TEL 488-5118	24	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
		60		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	
8	とよよう片倉町保育園 〒222-35-3 045-595-9420	21	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	一時保育 (1歳児～)
		39		8:30-16:30	7:30-18:30	7:30-18:30	
9	あおぞら保育園 〒222-35-15 TEL 481-0875	55	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	一時保育 (1歳児～)
		65		8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-18:30	
10	ポピズナーリースクール片倉町 〒222-14-6 TEL 488-2113	28	生後57日～	8:00-16:00	7:30-18:30	7:00-20:00	
		32		8:00-16:00	7:30-18:30	7:30-18:30	
11	横浜市神大寺保育園 〒222-1-7 TEL 481-1513	15	1歳児～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-19:00	一時保育 (1歳児～)
		50		8:30-16:30	7:30-18:30	7:30-18:30	
12	スターチャイルド三ツ沢上町サラー→ 〒222-3-7 TEL 317-7020	24	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	一時保育 (3歳児～)
		39		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	
13	三ツ沢保育園 〒222-10-10 TEL 321-5984	12	2歳児～	8:00-16:00	7:30-18:30	7:30-18:30	
		43		8:00-16:00	7:30-18:30	7:30-18:30	
14	フレール保育園 〒222-2-50 TEL 322-0377	19	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	一時保育 (1歳児～)
		30		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	
15	いずみ松本町保育園 〒222-37-2 TEL 323-6330	60	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
		100		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	
16	アイン松本町保育園 〒222-27-8 TEL 314-4152	30	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
		48		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	
17	いずみ反町保育園 〒222-5-106 TEL 323-0055	30	生後57日～	8:30-16:30	7:30-18:30	7:00-20:00	
	美穂橋反町14分、各棟1階12分	36		8:30-16:30	7:00-18:00	7:00-18:00	

神奈川区
保育所等
施設一覧

神奈川区
保育所等
施設案内



神奈川区ホームページ
「保育所入所をお考えの方へ」より



◎ 保育所にはどんな種類があるの？

認可の保育所や、届出済の認可外保育施設までいろいろな施設があります。

種類		年齢	申し込み	保育の認定
認可保育所		0～5歳児	区役所	必要
認定こども園（保育利用）				
保育事業 地域型	小規模保育事業	0～2歳児	区役所	必要
	家庭的保育事業			
	事業所内保育（地域枠）			
横浜保育室		0～2歳児	施設に直接	必要
企業主導型保育施設		施設に確認	施設に直接	必要
届出済の認可外保育施設		施設に確認	施設に直接	施設に確認

<認可保育所・認定こども園(保育利用)・地域型保育事業の利用ができる人は？>

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育を必要とする場合に利用できます。

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業が終了し、仕事に復帰するとき ※2	最長、就学前まで

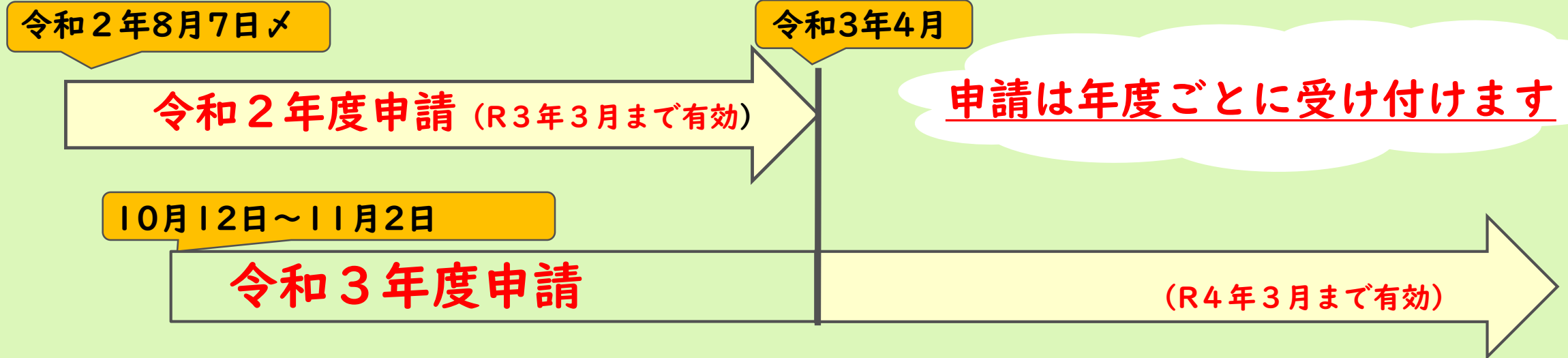
※1 出産8週間前の日の属する月の1日から、出産8週間後の日の翌日の属する月の末日

※2 育児休業明けの利用について

4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育休を終了し、5月1日までに復職していないとその後利用できなくなります。*復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出いただきます。

<認可保育所・認定こども園・地域型保育事業にはいつ申し込めるの？>

例えば、令和2年9月から利用したい場合



令和2年度中に保育所の利用が決定せず、引き続き申請を希望する場合には、あらかじめ令和3年4月入所の申請をする必要があります。

<認可保育所・認定こども園・地域型保育事業にはいつ申し込めるの？>

□令和2年度中に利用したい

- ・ 「令和2年度保育所等利用案内」をご参照の上、利用したい月の申請締切日までに申請書類一式をお住まいの区のこども家庭支援課に申請書をご提出ください。
- ・ 締切は毎月10日(土休日にあたる場合その前日)です。

□令和3年4月から利用したい

- ・ 令和2年10月配布予定の「令和3年度保育所等利用案内」をご参照ください。
(利用調整の基準などは年度ごとに変更になる可能性があります)

就労証明書配布 → 10月 1日 横浜市ホームページからのダウンロードも可能

利用案内等配布 → 10月 12日 (原則 専用封筒による郵送での申請)

郵送申請締切日 → 11月 2日 (神奈川区の締切 お住まいの区により締切日は異なります)

利用案内配布 → 区役所・認可保育所・行政サービスコーナー (何区版か確認!)

地域ケアプラザ・地区センター・かなーちえ など

<認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の 利用はどうやって決定するの？>

横浜市が利用調整を行います

- ・利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。横浜市の基準に基づき、ランク判定などを行い、優先順位を判断します。例えば、就労の場合、就労（予定）証明書などに記載された就労時間や就労実績（日数）などをもとにランクの判定を行います。
- ・利用調整の結果は、「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」によりお知らせします。

(例)

令和2年9月入所
利用申請

内定

8月21日以降に電話にて
ご連絡後、結果通知書発送

保留

8月24日以降に保留通知発送

自動的に翌月の利用調整
の対象となります。
(令和3年度3月まで)

<認可保育所>

居住区の
こども家庭支援課に申請

保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、
保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

- ・ 神奈川区内には62の施設があります。
- ・ 就学前まで利用できる施設です。（施設により受入開始年齢が異なります。）
（たいせつ保育園は、2歳児クラスまでの認可乳児保育所です。）
- ・ 就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
- ・ 利用については、お住まいの区のこども家庭支援課に申請をします。
- ・ 保育の必要性の優先度の高い方から利用が決定します。

令和3年4月開所予定
の新設園もチェック！

令和2年度整備事業



<認定こども園>

居住区の
こども家庭支援課に申請

教育・保育を一体的に行う施設で、
幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

- ・ 神奈川区内には 「捜真幼稚園」と「うちゅうこども園たんまち」の2つの施設があります。
- ・ 利用料のほかに入園料等の特定負担額がかかる場合があります。
- ・ 詳細については各園にお問い合わせください。

□保育利用（0～5歳児クラス）（捜真幼稚園は1歳児クラスから）

- ・ 就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
- ・ 利用については、お住まいの区のこども家庭支援課に申請をします。
- ・ 保育の必要性の優先度の高い方から利用が決定します。
- ・ 3～5歳児クラスは、教育利用のお子さんと一緒に過ごします。

<地域型保育事業>

居住区の
こども家庭支援課に申請

定員が比較的少なく、2歳児クラスまでの保育所です。卒園後の進級先として、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。

- ・施設により受入開始年齢が異なります。
- ・利用については、お住まいの区のこども家庭支援課に申し込みます。
- ・保育の必要性の優先度の高い方から利用が決定します。

□小規模保育事業（神奈川県内には15施設）

- ・主に6～19人のお子さんに規模の特性を生かした保育を実施しています。

□家庭的保育事業（神奈川県内には2施設）

- ・家庭的保育者（家庭保育福祉員）が家庭的な雰囲気の中で保育します。
- ・定員は5名以下です。（お弁当持参の場合もあります）

□事業所内保育事業（神奈川県内には「こまつな保育園」1施設）

- ・会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。

◎ その他の保育施設

施設に直接申し込み

□ 横浜保育室・企業主導型保育事業・認可外保育施設など

- ・施設により受け入れ開始年齢は異なります。
- ・利用については、施設に直接申し込みをします。
- ・横浜保育室や企業主導型保育事業は、就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
(就労を理由として申請する場合は、月64時間以上働いているときに利用できます。)

<横浜保育室>

施設に直接申し込み

横浜市が設けた基準（保育料、保育環境、保育時間等）を満たし、横浜市が独自に認定している認可外保育施設です。

- ・ 就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
- ・ 市内在住の2歳児以下のお子さんを助成対象とした施設です。
（3歳児以上の受け入れを行っている施設もあります。）
- ・ 利用については、施設に直接申し込みをします。
- ・ 2歳児以下のお子さんの保育料は58,100円を上限に施設が独自に設定しています。
（世帯の市民税額に応じて段階的に助成されます）
- ・ 神奈川区内には、クルミ保育園、京浜保育園パステル、入江町保育園の3つの施設があります。

<企業主導型保育事業>

施設に直接申し込み

企業主導型保育事業は、国からの助成を受けて、企業が従業員の多様な働き方に
応じた保育を提供するために設置する保育施設です。

- ・ 実際に施設を見学するなど、ご自身の目で保育内容や契約条項等をご確認ください。
- ・ 定員の半数までを地域枠として、地域のお子さんを受け入れることもできます。
- ・ 就労などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
- ・ 利用については、施設に直接申し込みをします。
- ・ 保育料は各施設が独自に定めた年齢ごとの保育料を支払います。

<認可外保育施設>

施設に直接申し込み

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けていない保育施設の総称です。

国通知の「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、横浜市に設置の届け出をしています。立入調査と指導監督を受けています。

- ・ 実際に施設を見学するなど、ご自身の目で保育内容や契約条項等をご確認ください。
- ・ 利用については、施設に直接申し込みをします。
- ・ 保育料は各施設が独自に定めた年齢ごとの保育料を支払います。

◎ 申し込みまでに何をしたらいいの？

まずは見学を♪

- ・ 神奈川区の施設一覧などで各施設の受入開始年齢（月齢）や、開所時間を確認しましょう。
- ・ 施設の雰囲気、保育者の様子、通っているお子さんの様子などを見てみましょう。
- ・ 毎日通える施設かどうか、通勤経路を含めて確認しましょう。
- ・ アレルギー対応や不安な点は保育施設に確認しましょう。
- ・ 見学の日程については、施設に直接お問い合わせください。

市内の施設ならば、どの区の施設でも申請できます！

- ※ 感染症の対策や行事の関係で見学の受け入れをお休みしている場合があります。各園ともに園児の安全を第一に考えて対応しています。できる範囲での情報収集にご協力ください。

◎ 費用はどのくらいかかるの？ 無償化とは？

□認可保育所・認定こども園等の保育料について

- ・ 0～2歳児クラスのお子さん（横浜保育室利用のお子さんも含む）
令和2年9月～令和3年8月の月額保育料は、令和2年度の世帯の市民税をもとに算定します。市民税非課税世帯は利用料が無償となります。
- ・ 3～5歳児クラスの全てのお子さん
利用料は無償となります。
- ・ 制服や遠足、給食など、利用料以外の実費負担が発生する場合があります。

□幼稚園

- ・ 3～5歳児クラスの全てのお子さんの利用料が無償となります。
(私学助成幼稚園の場合、月額25,700円まで無償となります。)
- ・ 保育の必要性の認定のある3～5歳児クラスまでのお子さんの預かり保育利用料は、月額11,300円まで無償となります。

□認可外保育施設等（保育料は各施設にお問い合わせください）

- ・ 保育の必要性の認定のある3～5歳児クラスまでのお子さんで保育所等を利用していない場合
利用料が月額37,000円まで無償となります。

◎ よくあるお問い合わせ

Q1. 令和元年5月1日生まれです。今年度の申請では何歳児クラスになりますか？

- ・4月1日現在の年齢でクラスが決定します。よって令和2年度は0歳児クラスになります。令和2年度の年齢別クラスは次のとおりです。

0歳児	平成31年（2019年）4月2日～
1歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
2歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
3歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
4歳児	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日
5歳児	平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日

Q2. 希望する保育園は、どうやって記入したらよいですか？

- ・利用申請書には、希望順位の高い順に、利用を希望する園を記入してください。利用調整を経て複数の園で内定となった場合、希望順位の高い園に決定します。受付時点で募集人数が0であってもその後入所が決定する可能性はあるので、希望があればご記入ください。1つの園のみを希望した人が有利になることもありません。

◎ よくあるお問い合わせ

Q3. 育児休業中です。認可保育所などを申請できますか？

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。よって、育児休業から復職することを前提とした申請となります。保育所の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただくことが必要となります。
- ・ 就労証明書の記入を会社に依頼する際は、産前産後休業・育児休業を取得している月を除いた6か月の実績を記入してもらってください。

Q4. 神奈川区在住です。神奈川区以外の保育園を申請すると不利になりますか？

- ・ 市内の園であれば他区の園を申請しても不利にはなりません。お住まいの区に申請してください。
- ・ 市外の園を申請したい場合は、園の所在地の自治体と、お住まいの区のこども家庭支援課にあらかじめご相談ください。

☆保育・教育コンシェルジュにご相談ください☆

コンシェルジュ窓口相談（予約制）

月～金 9時から15時まで（1日4組）

TEL：045-411-7157

（神奈川区役所こども家庭支援課）

★申請締切日（9月～11月初旬）までは予約が大変混み合います。
ご希望の方は早めにご予約ください。